

# 公 共 事 業 の 事 前 評 価 書

(農業農村整備事業等(補助事業分)の事前評価)

平成 1 5 年 1 2 月

農 林 水 産 省

## 1 評価の対象とした政策

平成 15 年度に年度内の新規採択の申請があった次の事業を対象として、事業評価（事前評価）を実施した。なお、事業主体、採択主体別の評価地区数等の詳細については、別添 1 のとおりである。

行政機関が行う政策の評価に関する法律及び同法に基づく農林水産省政策評価基本計画により事前評価を行ったもの

| 事業名            | 事前評価実施箇所数 |
|----------------|-----------|
| かんがい排水事業       | 15        |
| 農村振興総合整備統合補助事業 | 1         |
| 合 計            | 16        |

参考（非公共事業）

| 事業名                | 事前評価実施箇所数 |
|--------------------|-----------|
| バイオマス利活用フロンティア整備事業 | 1         |

## 2 評価を担当した部局及びこれを実施した期間

本評価は、農村振興局又は地方農政局において、平成 15 年 9 月から 12 月までの間に実施した。

各事業地区ごとの評価担当部局は、地区別評価結果（別添 2）に示すとおりである。

## 3 評価の観点

本評価においては、必要性、効率性、有効性等の観点から総合的に評価を行った。

各事業地区ごとの評価の観点は、地区別評価結果（別添 2）及びチェックリスト判定基準表（参考添付）に示すとおりである。

## 4 政策効果の把握の手法及びその結果

政策効果については、費用対効果分析等により事業特性に応じた政策効果を測定・把握した。その結果は、地区別評価結果（別添 2）に示すとおりである。

|                                                                                                                                                                                                                                                                                       |  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 5 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項                                                                                                                                                                                                                                                               |  |
| <p>食料・農業・農村政策審議会農村振興分科会農業農村整備部会企画小委員会において、評価の手法について専門的見地からの意見を聴取している。今後も適時に委員会に説明を行い、評価の手法について充実を図る。</p> <p>なお、同小委員会にて、聴取した意見の概要は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業評価については、説明の内容に沿って着実に推進するとともに、今後も適時に本委員会に説明し、充実を図りたい。</li> </ul> <p>また、委員構成は、別添３のとおりである。</p> |  |
| 6 評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項                                                                                                                                                                                                                                                       |  |
| <p>評価を行う過程において使用した資料は、地区別評価結果（別添２）である。また、本評価に関する問い合わせ先（事業主管課）は、別添４に示すとおりである。</p> <p>なお、それぞれの事業計画は土地改良法等に基づく手続きを経て確定される。</p>                                                                                                                                                           |  |
| 7 評価の結果                                                                                                                                                                                                                                                                               |  |
| <p>評価の対象とした全ての事業地区において、事業の必要性、効率性、有効性等が認められるとともに、土地改良法令や事業実施要綱等で定められている地区採択の必須条件を満たしている。</p>                                                                                                                                                                                          |  |